

各 位

会 社 名 協立エアテック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 久野幸男
 (J A S D A Q ・ コード 5 9 9 7)
 問合せ先 管理本部 部長 中村茂紀
 (TEL. 0 9 2 - 9 4 7 - 6 1 0 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 22 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 45 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 39 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第 25 条の(取締役の責任免除)の変更に関しましては各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

[下線部分は変更箇所を示しております]

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役を除く)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。
(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。	(監査役の責任免除) 第 39 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

以上